

# かたくい通信

福井から原発を止める  
裁判の会 会報

## ◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■この通信は、仮処分申請の主体である以下の「大飯・高浜仮処分福井支援の会」を支援するため「裁判の会」が発行するものです。仮処分は債権者9名、弁護団11名の体制で取り組まれています。

■「大飯・高浜仮処分福井支援の会」 代表：今大地晴美、副代表：水戸喜世子  
事務局：〒910-0315 福井県坂井市丸岡町小黒29-1-1 松田正（090-2037-9322）

◆カンパ等のゆうちょ銀行振込先（可能ならば1口2000円以上でお願いします）



口座名：大飯・高浜仮処分福井支援の会 口座記号：00750-1 番号：101200

◆以下の「裁判の会」のホームページにも仮処分関連の情報をアップしています。

▲ホームページ：<http://adieunpp.com>

## 3月11日 福井地裁 第2回審尋開催

# 樋口裁判長 「機は熟した！」

## 高浜審尋結審→関電裁判官忌避→申し立て却下→関電高裁へ即時抗告！？

審尋後の報告会 福井県教育センター



事態がめまぐるしく動いています。さる3月11日、大飯・高浜原発のそれぞれ3、4号機の再稼動差し止めを求めた仮処分申立ての第2回審尋（しんじん）が福井地方裁判所で午後3時より行われ、その席で樋口裁判長は高浜3、4号機について「機は熟した。決定を下す」として審尋結審を言い渡し、大飯3、4号機については継続審議として、次回期日を5月20日3時と指定しました。

一方、被告関電側は、3人裁判官の交代を求める忌避を申し立て、翌12日に「議論を尽くさず、決定を出そうとしたことは不当」とする理由書を提出。福井地裁は刑事部の3人の裁判官が審理を行い、13日この申し立てを却下。

これに対して関電は、却下を不服として名古屋高裁金沢支部に即時抗告の手続きを行うことを表明。抗告期限は3月20日です。高浜3、4号機の決定がいつになるのかは予断を許しませんが、Xデーは3月末になる可能性が高いと思われます。次頁以降、ここまで経過報告をご一読ください。

## ◆第2回審尋の模様◆

(以下、原告団井戸弁護士からの情報を一部修正いたものです)

本日（3月11日）福井地裁で、大飯3、4号、高浜3、4号運転禁止仮処分事件の審尋期日がありました。

私たち申立人側は、規制委員会の設置変更許可が既に出てしまった以上、一刻も早く運転差止の決定を頂くべく、本日の期日で審理を終えることを希望していました。

他方、関西電力は、直前になって、基準地震動の問題及び使用済み燃料ピットの安全性の問題について専門家の意見書を出すので、その機会を与えるように求めました。

目的が、審理を引き延ばして樋口裁判長に決定を出させることにあるのは明らかです。

これに対する樋口裁判長の判断は、次のとおりです。

① 高浜3、4号については、設置変更許可が出ており、保全の必要性が認められる。既に機は熟しているので、決定をする（本日で審理を終結し、今の裁判体で決定するとの意味）。決定をする期日は、決まつたら、その5日前までに双方に告知する。

② 大飯3、4号については、審理を続行する。次回期日は5月20日

関西電力の代理人は、「我々に専門家の意見書提出の機会を与えないということか」と気色ばみ、3人の裁判官に対し、裁判官忌避の申立てをしました。

市民の側が裁判官忌避を申し立てるのは珍しくありません（大津地裁でもしました）が、大会社が申し立てるのは極めて珍しいと思います。

それだけ関電が追い詰められているということです。この裁判官忌避の申立ては、訴訟指揮に対する不服ですから、認められる余地はありません。

したがって、今月末には、高浜3、4号機の運転を差し止める仮処分決定が出る可能性が極めて高くなりました。

昨年の福井地裁判決のように、本裁判に対する判決は、控訴されれば確定が遮断されますから、直ちに原発の運転を差し止める効果は発生しません。しかし、仮処分決定は、直ちに効果が発生します。関電は、原子力規制委員会からすべての認可をとり、地元自治体の同意を得ても、再稼働できなくなるのです。

市民と司法の力によって、原発の運転を現実に差し止める。その歴史的な事態が今月末に実現しそうです。

## ◆報告会及び記者会見◆

3時から開始された審尋は非公開であるため、一部支援者は報告会会場である福井県教育センターで待機。3.11ということで集まった皆さんで黙祷をしてから、この時間を利用して、河合弁護士事務所の原発担当秘書である松田さん（申し立て人の松田さんは別の方です）から仮処分の内容について説明。その後、仮処分債権者の一人の今大地さんと内山弁護士の仮処分についての対談ビデオ（YouTubeにアップされている）を視聴。

これが終わってからほどなく、審尋に出席した債権者と弁護士の皆さんが会場に到着。

午後4時より、申立て人を代表して松田さんより開会のあいさつの後、弁護団・鹿島弁護士の司会で報告会と記者会見が行われた。

### 決定と忌避に会場とよめく

最初に弁護団・河合弁護士より、当日の審尋の要点について、高浜原発については保全の必要性が認められ、期日は未定だが裁判所による決定が出されることが確定したこと、関西電力は裁判官3名に対する忌避を申し立てたことが報告された。高浜原発については再稼働に向けた手続きが進む中、裁判所

が今月中にも運転差止請求について何らかの決定を下すことが確実になった。一方、大飯原発について審尋が継続される事になり、次回期日は5月20日が指定された。

## 引き延ばしに対して「機は熟した」

続いて同じく弁護団・海渡弁護士が、樋口裁判長からは「免震重要棟は高浜にあるのか」という点についての質問があったことを報告し、関西電力が今頃になって専門家の陳述書を出したいと審尋の引き延ばしにかかったことについて、大飯差止訴訟の控訴審では証人も立てようとしない対応とまったく矛盾する態度だと強く批判した。こうした審尋の遅延を目的とした動きに対し、樋口裁判長は関西電力の申立てを退け、高浜原発については「判断の機は熟している」と述べたとの事であった。

## 前代未聞の大企業忌避申し立て

こうした裁判所の訴訟指揮に対して関西電力は裁判官忌避申し立てを行った。弁護団・井戸弁護士は、大企業が裁判官忌避申し立てをするなどというのは裁判史上、前代未聞の事態であり、遅延を目的とした忌避申し立ては通る可能性はないと批判した上で、「裁判官も人間であり、本来は難しい判断はしたくない。高浜について決定を出すという姿勢に、樋口裁判長の職務に対する強い思いを感じた」と述べた。

## フクシマは終わっていないのに

申立人の一人である水戸さんからは、「福島現地を歩いてきたが何も終わっていない。現地には除染の黒い袋が山積み。この現状を放置して再稼働などありえない。高浜原発は止められると確信している。止めるための闘いを皆で進めていきたい」との強い決意が語られた。

## 忌避で仮処分は止まらない

続いて記者会見に移り、記者からの質問。関西電力による裁判官忌避申立の手続きや見通しについて質問が集中したが、弁護団からは、訴訟指揮についての不服は忌避理由にならず、関西電力からの申立は却下されるはずであり、また仮処分の審尋での申立については「急速を要する」として異議手続にかかるらず決定を出すことも出来るとの説明があった。

## 希望が近づいてきた

高浜原発についての審尋終了についての感想については、申立人から「原子力ムラが裁判官忌避申立をするような時代になった」、弁護団・河合弁護士は「高浜運転差止決定が出れば、その影響はばかりしない。希望が近づいた」とのそれぞれ力強いコメントが語られた。全国の訴訟への影響を問われた河合弁護士は、「仮処分決定が出れば、5/21 福井地裁判決を上回る衝撃となる。敵は川内、高浜と一点突破・全面展開で再稼働していこうとしているが、その一点突破の穴を塞いで許さない闘いを續々とやっていく。そうして原発が一機も動かせない状況が10年続けば人々の意識は変わる」と、この仮処分決定のもつ戦略的な意味を訴えた。(ここまで事務局南さん+編集子)

## ◆各債権者の詳細コメント◆

### 大きな山を越えた

**松田正さん**

ひとことだけ。今日の3月11日は、本当に記念の日になりました。この裁判の中で大きな山を乗り越えたなあという感想です。あとは私たちの住民側としては、多くの人たちの賛同と支援が無ければ、最後まで油断なくやることができません。今日ここまで来てくださった方、それからYouTubeなどを見てくださっている方、全国で关心を持ってくださっている方に再度、もっと支援をしてくださいと、このことを訴えたいです。

## 避難なんかしたくない

### 西村敦子さん

京都市から来ました原告の西村敦子です。今日は3.11という日で何か裁判所が出てくれるのではないかという期待をもってきました。始まったのが3時だったのですが、15分少し前にその部屋に入って、2時46分というその時を迎えるました。私はとなりの長谷川さんと一緒に「いま3.11の2時46分だね」と、あの日その時にどんな思いをみんなが持ったか、どんなことが起きたのかを考えながら、少しのあいだ黙とうをしました。その後に、冷却ができないことが分かつて、原発がどうなるか分からぬという恐怖感を持ったことを振り返り追体験していました。

私は京都市で、高浜原発と大飯原発からだいたい60kmぐらいの所に住んでいます。京都府の舞鶴市は、立地自治体以外では、PAZ圏という高浜原発から5km以内に住民が住んでいる唯一の自治体になると思います。京都府では高浜から30kmないしは大飯から30km圏に約12万8千人の住民がいます。これは福井県の30km圏内の人口の2倍以上にあたります。

そして50km圏内だと36万人の京都府民がいるんです。風向きからみても、おそらく放射能は京都市をも直撃するだろうと感じています。高浜から60kmというと、福島原発から60kmが福島市ないし郡山市あたりかなと思います。

私も2月のあたまに福島に行ってきたんですけども、福島市の福島駅で1マイクロシーベルト／時ぐらいあって驚きました。地元の方に伺うと、福島駅付近は谷になっていて線量が高いそうです。福島市では、3.11の後の3月4月は20マイクロシーベルト／時のところもあったということです。私の住んでいる所（京都市）も高浜原発で大事故が起きた時にそうなるだろうと思います。

京都府の北部は京都府南部に逃げることになっているんだけれども、南部も受入れ側ではなく避難する側になるのではないか。やっぱり、みんな避難

なんかしたくない。避難の必要があるんだったら、原発は動かしてはならないと、あらためて今日、思いました。今日仮処分の「決定は出します」と言われて、「ああよかったです」と思いました。忌避の話が出てきて、どうなるのか分からなくなつたのですが、いろいろと説明を聞いて、近いうちに決定をしていただけるのであろうと期待しています。

## 「機は熟した」に感動

### 長谷川羽衣子さん

原告の、京都市から参りました長谷川羽衣子と申します。私も3.11の事故を受けて初めてこういう原発の反対を活動するようになりました。私はこの4年の間に出産をしまして今1歳の子供がいますが、子供たちの世代にこういう原発というのは大きな負の遺産を残すことだと強く思っています。福島から避難された方、そして福島で活動されておられる、今でも住んでおられる方に、子供たちの健康のことをすごくよく聞きます。私の子供が大きくなつた時に、こういう原発を無くしていくために、今日3月11日という日に、裁判官が決定をはつきり下すと、そして「高浜に関しては機は熟している」とはつきり表明されたこと、とても大きな感動をもって受け止めていました。

## あちらの頼りなさに驚き

### 水戸晶子さん

高槻から参りました水戸晶子です。水戸喜世子の娘です。ぎりぎり最後になって原告団の中に入れていただいたんです。難しいことは分からないんですけども、初めて裁判の審尋というものに参加して、もっと緊張するような堅苦しいものをイメージしていたんです。でも、樋口裁判長は分かり易い言葉でした。私も他の方とおなじように「機は熟した」という言葉にはっとしまして、それがすべてを物語っているんだなと感じました。

今日の印象なんですけども、向こう側に関西電力の弁護団と関西電力の「軍団」がいらっしゃったんですが、何かものすごく頼り無くて…（会場・笑）、裁判長への答えも全く答えになっていない感じがしたんですね。こんなものなのかなとすごく驚いたのが印象的でした。それに対して樋口裁判長もちょっと呆れておられるような感じを受けました。

私も3.11この日に行われるってことで、決定に期待をしていたんですけども、皆さんと打合せしているうちに、今日、決定で勝てるということは無いかなと思って、あまり期待しないで行こうと思っていたんです。でも、裁判長が「結論は出します。高浜に関しては機は熟しました。大飯に関しては引き続き5月に続けます」という短い言葉で結論を言わされたんです。もうなんか本当にその瞬間に「やったー」という気持ちになりまして、3月中に結果が出るのではないかと期待しています。

ここところ日本中が、すごく嫌なニュースばかりだったので、それが「ここに来てよかったです」と思えた一日でした。

## 大事なのは勝訴の後

### 水戸喜世子さん

私は、3、4日前に福島を歩いてきました。測定の専門家と一緒に福島の地を歩いてきて、驚いたことに南相馬では63～64マイクロシーベルト／時という線量のあるところが、ふつうに暮らしていらっしゃる場所に、ホットスポットですけれどもありました。

測定した人も、そこで最高30～40マイクロシーベルト／時ぐらいまでは測ったことがあるけれども、64という所があったので、初めは計器が壊れているんじゃないかなと思い、2つ並べてみてもそういう値でした。

周りには黒い袋が学校にも保育園にも残ったままでした。山は除染しようとしても無理、山が削られ土肌が出るような状態、たぶん除染しようとして

削ったんだと思います。ほんとに無駄なことをやって、周りにはおびただしい黒い袋が山積みになっている。だから現地は何一つ終わっていないのです。そして毎日毎日汚染水の問題が出てきています。それから漁師さんに話を聞けば、まだ試験操業で本当に再開していない。避難所というか皆さんのが集まる場所でお話を聞くと、皆さん一人一人苦しい問題を抱えて暮らしていらっしゃる。そういう状態を放置して、原発の再稼働ってありえない。だれが考えても当たり前だと思うんです。それでも安倍首相は国会で「原発は断固として再稼働します」ってことを言っている。

私たちは、この矛盾の中にいて何を頼ったらしいか、私は司法しかないと思っています。いま一番突出して頑張ってくださっているのが司法じゃないかと思っています。

少し決定は先に延びましたけれども、地裁での大飯判決の趣旨から私は確信を持って、高浜は止めることができると思っています。ただ、司法で止めたものっていうのは、また司法でひっくり返されます。そのあとが、私は一番心配です。勝訴のあと、ここにいらっしゃるみんなで、それを突破口にして原発を止めるっていう民衆の闘いを起こさない限り止まらないです。そのことを皆さんに訴えてご挨拶になります。よろしくお願いします。

## 「決定を出します」に「やったー」

### 高橋秀典さん

申立人の高橋秀典と申します。私は専門的なことが分からなかつたので今日の審理の終了の時に思わず「やったー」というガツツポーズをしました。前回の審理の時に裁判長の表情が何かお疲れのようで、倒れそうな雰囲気で審理をされていたのに、今日は非常にさわやかで、結論を持ってはっきりと「決定を出します」とおっしゃったので、ほんとうに私は「やったー」と思いました。

その後いろいろな話を聞いていて、忌避というものがあるというのが分かったのです。

逆に、今日3月11日という大事な日で、ついに原子力村の中心である電力会社が福井地裁に対して絶縁状を突きつけたと言うことだと思います。こういう時代になったんだなあと思いました。

## 「機は熟した」を2度繰り返す

### 松本みなほさん

兵庫県の神戸市から来ています松本と申します。申立人の一人として今日の第2回審尋に出席させていただきました。今日、印象的だったのは「機は熟した」という言葉を2回言わされました。たぶん2回言わされた言葉はそれだけだと思います。「機は熟した」ということを、私個人としてはいろんな意味を捉えました。もちろん、樋口裁判長の心象として、もう関電の言うことは全部、俺は聞いたよという「機は熟した」もあると思います。

ですし、あの日から4年間が経って未だに苦しんでいる人がいる。汚染水が流れている。そして安全性が担保されていないで、原発は危ないこと、高くつくことも、そして原発が一基も動かせずに540日以上経っていることも、みんなが分かっている。すべての思いを込めて「機は熟した」と私は心の中で解釈しています。

この裁判、先程もおっしゃっていましたが、樋口さんが全身全霊を込めてされる決定を、私たちは、申立人としては勿論、市民として次の金曜日に関電前に行くこともできますし、関電の株主の人は自分の思うことをしっかり伝えることも6月にできますし、4月には統一地方選挙があるので、地元から原発を絶対止めるという議員を選ぶこともできる。いろんなことができます。なので、それを全部やって、樋口さんと3.11から今も大変な思いをされている方に報いたいと思います。(大阪府徳井雅信さん、ビデオ起こし協力多謝！小見出しほり編集子)

## ◆ユーチューブで視聴できます◆

裁判所前での行進の様子からの映像が見られます。

<https://www.youtube.com/watch?v=Wwi3z0qunzQ&feature=youtu.be> (若泉さん、ご苦労様でした！)

## メモ・裁判官忌避に関する関連法令

### (裁判官の忌避)

第24条 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。

### (訴訟手続の停止)

第26条 除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての決定が確定するまで訴訟手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

### (除斥又は忌避の裁判)

### 第25条

(5) 除斥又は忌避を理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることができる。

\*鹿島弁護士の説明では、「(名古屋高裁金沢支部への即時抗告に対して) 高裁もすぐに抗告棄却決定を出すと思います。どんなに遅くても3月27日には抗告棄却決定が出ると思います。そうすると、関電は、今度は最高裁に特別抗告や許可抗告をするから、忌避申立てについての決定の確定を待っていては、3月中に決定を出せないのでと思われるかもしれません。しかし、特別抗告や許可抗告は、即時抗告とは異なり、決定の確定を遮断する効力はありませんから、関電が特別抗告や許可抗告としたとしても、即時抗告の棄却決定時点で忌避申立て却下の決定が確定することになります。」とのことです。ということで3月中の決定の可能性は高いようです。



## 新聞スクラップ

2015年3月12日付け朝日新聞・日刊県民福井

# 住民側による期待

2015  
3/12

日 高浜3・4再稼動 差し止め仮処分 地裁が審尋終結

関西電力高浜、大飯両原発3、4号機の地元住民らが福井地裁に再稼動差し止めを求めた仮処分の第2回審尋が11日、福井地裁であつた。樋口英明裁判長は、高浜については「緊急性」を認めて審尋を終結させた。住民側弁護団は会見で「仮処分申請が却下される理由が見当たらぬ」と再稼動阻止に自信と期待を膨らませた。

## 「緊急性」を裁判長認めると

関電側は「争点が多岐にわたり、専門性が高い。仮処分の判断が多方面に影響を及ぼす事案である」として、慎重な審理を求めてきた。しかし、住民側弁護団によると、樋口裁判長は高浜原発3、4号機について「機は熟した」と述べ、結

樋口裁判長は昨年5月の福井地裁判決で、大飯3、4号機の運転差し止めを命じる判決を指揮しており、住民側弁護団は、今月中にも高浜3、4号機の再稼動を禁じる仮処分を決定する可能性が高いとみている。



会見で仮処分決定への期待感を語る河合弘之弁護士(中央)ら



福井地裁に向かう、高浜、大飯両原発3、4号機の再稼動禁止の仮処分を申し立てた住民と弁護団=いざぎれも11日午後、福井市、筋野健太撮影

官の交代を求める「忌避」を申し立てたことを「大企業が裁判官の忌避を申し立てるのは異例。追い詰められていることはつきりした」と指摘。弁護団共同代表の河合弘之弁護士(70)は「私たちの希望が目の前に近づいている。明るい思いだ」と話した。一方、大飯3、4号機については審理を継続し、5月20日午後3時から第3回審尋がある。(小川詩織、山田理恵)

2015年3月12日 忌避の理由書をへ  
3日内提出必要

大飯原発3、4号機と高浜原発3、4号機の運転差し止めを命じた井戸謙一弁護士(60)は「一般的には、裁判官は真相が大きい判断はしたがらず、決定が延びることもある。樋口裁判長の職務を全うする責任感に感激した」と話した。

住民側弁護団は、関電側が樋口裁判長ら3人の裁判官訴訟指揮を不服として申し立てたところ、三日以内に忌避の理由書を提出することが必要。理由書が出されば、今回の審尋を担当する樋口英明裁判長が自分で判断するか、地裁刑部の裁判長らが忌避の是非を判断する。

判例では、忌避が認められたのは限られ、ほとんど申し立ては却下されている。原告側弁護団は、今回も却下されるごみでいる。

2015年3月14日 福井新聞、日刊県民福井、毎日新聞

# 裁判官交代認めず

日  
2015  
3/14

地裁 関電申し立て却下 高差

再稼止 勧め

福井県や関西の住民 明裁判長ら裁判官3人  
らが関西電力高浜原発  
3、4号機（高浜町）  
と大飯原発3、4号機  
(おおい町)の再稼働

差し止めを求めた仮処  
分申請で、福井地裁は  
13日、関電側が樋口英  
妨げるような事情があ

避申し立てを却下し

た。  
忌避は、当事者の申  
し立てにより、裁判や  
仮処分手続きの公正を

停止する。忌避却下の  
理由について福井地裁  
は明らかにしていない  
が、関電側による「裁  
判の公正を妨げる事情

があるとは認められな  
い」と判断されたとい  
う。関電は取材に「誠  
に福井地裁であり、樋  
口裁判長は「判断すべ  
き機は熟している。決

今回の仮処分申請  
は、第2回審尋が11日  
に福井地裁であり、樋  
口裁判長は「判断すべ  
き機は熟している。決

に遺憾だ。即時抗告の  
準備を行い、名古屋高  
裁金沢支部で忌避申  
立てが認められるよう  
説明を尽くしたい」と  
コメントした。



高知市弘化台16-30 ☎ 088-883-2065

準備を行い、名古屋高  
裁金沢支部で忌避申  
立てが認められるよう  
説明を尽くしたい」と  
コメントした。

浜3、4号機に限って  
審尋を終えた。これを  
受け関電側は「議論が  
尽くされず、合理的な  
決定を出そうとした  
ことは不当だ」として  
忌避を申し立ててい  
た。

【竹内望】

## 裁判官の忌避却下

福井地裁

2015年3月14日 福井地裁  
関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）と大飯原発3、4号機（おおい町）の運転差し止めを求めた仮処分申し立ての審尋で、福井地裁は十三日、裁判官三人を担当から変えるよう求めた。関電側の忌避の申し立てを却下した。関電側は準備が整い次第、名古屋高裁金沢支部に抗告する方針。福井

電は「誠に遺憾。福井に提出していた。

## X テー(決定日)

## 福井地裁に集まろう！

### 高浜原子力発電所の仮処分決定の日が来る！

◆多くの市民と一緒に、福井地裁の決定に喜び、裁判官に敬意を表し、差止め決定を支持していることを全国にアピールしましょう！◆

\*期日は未定ですが、3月末日になる可能性が高いと考えられます。ニュース等にご注意ください。

**さくら咲き 原発止まる 日本の春** (字余り)